

第  
1989  
号

READAS  
リーダーズクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダーズクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月15日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 名目だけの監査役への賞与

**Q** : 従業員の1人を名目上監査役としました。監査役就任後も職務の内容、待遇などは就任前と変わりませんので、この者に支給した賞与は、使用人賞与として損金算入が認められますか。

**A** : 損金算入は認められません。

### 【解説】

法人税法上の役員には、会社の取締役、監査役等のほか、実質的に法人の経営に従事している者のうち一定の要件を備えているものも含まれます。

しかし、常時使用人としての職務を有し、実質的に会社を支配していない者は使用人兼務役員として、その者に対する賞与のうち、明らかに使用人としての地位に基づくものは損金に算入されます。

この使用人兼務役員とは、役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいいますが、監査役については、使用人兼務役員としては認められないことになっています。監査役が使用人としての職務に従事しているかどうかにかかわらず、使用人兼務役員となれない役員とされているのは、商法上、会社の監査役がその会社の取締役又は支配人その他の使用人を兼ねることができないとされていることによるものと思われます。

したがって、ご質問の賞与については、全額役員賞与となり、損金算入はできません。

